

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」
に係る文部科学大臣表彰
【推薦に当たってのQ&A】

Q1： 何に対して表彰を行うのか。

A1： 表彰の対象は、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」であり、表彰状の宛先は、「学校運営協議会」及び「地域学校協働本部」（本部がない場合は「地域学校協働活動」）を並記します。
したがって、取組に関わる個人や、市町村等から運営の委託等を受けている法人や団体、また、事業の実施主体である地方公共団体や教育委員会は表彰の対象にはなりません。

Q2： 表彰の対象となる「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的実施」について、「一体的実施」とは、どのようなことか。

A2： コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）と地域（地域学校協働本部・地域学校協働活動）が、地域学校協働活動推進員等をハブとして、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、これらを踏まえて、相互に連携・協働して活動を展開していることを指します。
具体的な事項としては、

- ・ 学校運営協議会において、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議が行われていること
- ・ 地域学校協働活動推進員等が配置されていること
- ・ 地域学校協働活動推進員等をハブとして、学校及び学校運営協議会と地域（地域学校協働本部・地域学校協働活動）との間で、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報の共有が行われていること
- ・ 地域と学校が連携・協働し、子供たちの成長や学校や地域の課題解決に向けた具体的な活動が行われていること

等が想定されます。

Q3： 「地域学校協働活動」は、国の補助事業を受けた活動でないといけないのか。

A3： 国の補助を受けているか否かについては問いません。また、文部科学省内での審査に影響するものでもありません。

Q4： 要項における全ての表彰基準を満たした組織、運営及び活動でないと推薦できないのか。

A4： 表彰基準にある「（１）組織、運営」、及び「（２）活動」は、表彰の対象とすべき取組の最低限の基準を示したものですので、それぞれの要件について、明確に欠格している、問題があるということであれば、対象から除外してください。
各自治体で開催する選考委員会においては、表彰基準に基づき、域内の他の活動と比して優れているかを確認いただき、他の模範と認められると判断した取組を推薦願います。
「他の模範と認められる」かどうかの判断に当たっては、

- ・ 学校運営協議会が“形骸化”しておらず、効果的な運営が継続されているか
- ・ 地域学校協働活動本部が整備されている場合、学校・学校運営協議会と地域学校協働活動本部が“パートナー”として機能する体制となっているか

といった点についても確認いただくことが望まれます。

Q 5 : 要項の3で、「管内においてコミュニティ・スクールの導入率 80%以上かつ地域学校協働本部の整備率 80%以上の都道府県・指定都市にあつては、上記件数に加えて 1 件推薦することができる」とあるが、いつ時点の導入率と整備率で判断すればよいか。

A 5 : 推薦時点の導入率・整備率で判断していただいて構いません。ただし、並行して実施予定の「令和 6 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」で調査基準日とする令和 6 年 5 月 1 日以降に導入率・整備率の基準を満たすこととなった場合は、そのバックデータをお示しください。

Q 6 : 要項上、選考に当たっては関係者からなる選考委員会を設けて審査する必要があるが、関係者とはどのような人を指すのか。

A 6 : 関係者とは、都道府県・指定都市の教育委員会をはじめとした関係部局の職員、域内の大学等の学識者、社会教育団体の役員等、取組に精通している方等を想定しています。

ただし、取組を実施している市町村の行政担当者、当該学校の校長、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等については、公正な審査が行われていないのではないかと疑念を持たれる可能性があるため、注意が必要です。

Q 7 : 選考委員会の方々に対する謝礼等の経費は、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の対象にできるのか。

A 7 : 選考委員の方々への審査謝金や旅費、また選考委員会の会議費等の経費については、原則として、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の対象外ですが、推進・運営委員会の一環として実施する場合は委員会経費として支出することは可能です。

Q 8 : 令和 2 年度までの「「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」を受けていても、推薦可能か。

A 8 : 令和 2 年度までの「「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」とは表彰の対象が異なりますので、推薦可能です。